

議案第1号から
議案第3号まで

令和6年第1回沖縄県北部医療組合議会(定例会)議案

令和6年2月16日提出

沖 縄 県 北 部 医 療 組 合

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議案第1号	沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	沖縄県北部医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	2
議案第3号	令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算	4

議案第 1 号

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例(令和 5 年沖縄県北部医療組合条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「9 人」を「10 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

公立沖縄北部医療センター整備における体制強化を図るため、組合職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県北部医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公表)

第4条 管理者は、第2条の規定による報告を受けたときは、毎年11月末日までに、第2

条の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

- 2 沖縄県北部医療組合公告式条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第1号）第2条第2項の規定は、前項の公表について準用する。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

地方公務員法第58条の2の規定により、沖縄県北部医療組合の人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター等建設工事実施設計業務 381,190千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			112,963千円
第1項 医療収益			0
第2項 医療外収益			112,963
第3項 特別利益			0
	支	出	
第1款 病院事業費用			112,963千円
第1項 医療費用			112,963
第2項 医療外費用			0
第3項 特別損失			0
第4項 予備費			0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			415,543千円
第1項 企業債			0
第2項 負担金			0
第3項 補助金			415,543
第4項 固定資産売却代金			0
	支	出	
第1款 資本的支出			415,543千円

第1項 建設改良費	415,543
第2項 企業債償還金	0
第3項 借入償還金	0
第4項 無形固定資産	0
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 84,370千円

令和6年2月16日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕